

5月の与党税制協議会（以下、「税制協議会」という）に、消費税軽減税率に関する3つの具体案が示された。「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品（以下、「生鮮品」という）」「精米」の3案で、軽減税率を8%にした場合の減収額（財源）は、それぞれ1.3兆円、3,400億円、400億円となっている。

3案の中で現実に議論されるのは生鮮品であろう。飲食料品では減収額が大きすぎ、精米だけでは、選挙で公約をした公明党のメンツも立たない。そこで、以下生鮮品に絞って議論を進めたい。

なお、生鮮品を軽減対象とする場合、納税事務を適正に行うため欧州型消費税インボイス（区分経理）の導入が不可欠となるということで、その具体案も議論されている。

生鮮品の減収額を見ると、昨年案の1,800億円（消費税率1%当たり）から今回の1,700億円（同）と100億円少なくなっている。この意味するところは大きい。それは、生鮮品の定義が変わったのである。これまでは、家計調査の分類を使っていたのだが、今回は、「食品表示法の定義による」とされている。

食品表示法では、マグロの刺身（単品）は生鮮品（軽減対象）だが、例えばアジの刺身などと盛り合わせにすると生鮮品ではなくなり、標準税率が適用されることになる。野菜も、単品はいいがカットしてミックス野菜になると、生鮮品の定義から外れ標準税率になる。消費者利便の見地からミックス野菜という工夫をしたわけだが、それがあだとなる。松坂牛はいいが、バーベキュー用にソーセージなどと盛り合わせれば生鮮品ではなくなる。当然だが、パンやうどん・そばは生鮮品にはあたらない。

食品表示という観点から決められる定義は、消費者の観点から見ると大いに違和感がある。しかし、税法で生鮮品を1つひとつ定義するわ

けにはいかないので、他の法令の定義を借りてこざるを得ない（借用概念）のである。

この問題は価格表示にも影響を及ぼす。果物とジュースのセット商品の場合には、軽減対象とそうでない商品のそれぞれの時価で案分して課税計算をすることになる（税制協議会）。わが国の場合、欧州と異なりスーパーマーケットの価格表示は、税抜価格と税込価格の併記が一般的なので、セット商品の価格表示は複雑になる。自ずから税込表示1本になっていくのであ

ろうか。

英国ハロッズ百貨店で聞いた話では、クリスマスシーズンにバスケットの中にチョコレートやワインなど税率の異なる商品を入れてセット商品として販売する場合、事前に税務当局と個別に相談して、商品の比率に応じた税率を合意するということがあった。事業者、税務当局双方にとって大きな事務負担となる。

最も重要なことは、軽減税率が低所得者対策になっていないという点である。税制協議会資料では、生鮮品を8%

の軽減税率にした場合の負担軽減額が公表されている。それを見ると、所得の低いほうから20%の世帯（第1分位の世帯、平均年収は176万円）は、生鮮品の軽減税率によって年間2,325円の受益となる。一方、高所得20%の世帯（第5分位の世帯、平均年収は1,077万円）は4,938円の受益となっており、受益額は高所得者に偏る一方で、低所得者の負担軽減額はあまりにも少ない。

欧州では軽減税率が導入されているが、付加価値税導入前の長い歴史の中で存在したものを引き継いでおり、経済社会の複雑化した今日とは状況が異なる。

「関係事業者を含む国民の理解を得た上で導入」と記されている与党税制大綱の原点に返っての検討が必要だろう。

◆第100回◆

課題が山積みの
生鮮食品軽減税率

森信茂樹

中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

税制之理

ことわり